

報告第 18 号

処分報告（平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第3号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年9月10日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第3号）の件

平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第3号）の件

平成30年度貝塚市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,269,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年7月20日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18. 繰越金		100	8,664	8,764
	1. 繰越金	100	8,664	8,764
20. 市債		2,051,297	16,900	2,068,197
	1. 市債	2,051,297	16,900	2,068,197
歳 入	合 計	31,244,181	25,564	31,269,745

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 土木費		2,607,926	11,500	2,619,426
	5. 都市計画費	1,628,149	4,500	1,632,649
	6. 住宅費	214,372	7,000	221,372
10. 教育費		2,641,214	14,064	2,655,278
	2. 小学校費	760,532	10,070	770,602
	4. 幼稚園費	257,555	3,294	260,849
	6. 保健体育費	152,934	700	153,634
歳 出 合 計		31,244,181	25,564	31,269,745

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
公 営 住 宅 建 設 事 業	千円 21,300	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府	年以内 25	年以内 5	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 28,300	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
学 校 施 設 整 備 事 業	206,400			その他	25	3				213,900				同左	同左			
幼 稚 園 整 備 事 業										2,400				20	3			
起債合計	2,051,297									2,068,197								